

令和3年生駒市農業委員会第9回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和3年9月13日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中本 真人

農業委員会委員

1番 辻 英雄	2番 山本 利昭
3番 中井 啓二	4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央	6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代	8番 山田 義美
9番 染岡 政明	

農地利用最適化推進委員

中尾 正人 高枝 敏治

説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
主幹 有山 清隆 主 査 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 特定農地貸付けの申請承認について
2. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 公共転用について
5. 農地転用事実に関する照会について
6. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地パトロールと利用状況調査が新しくなりました
- 特定生産緑地の申請、相談に関する状況（R3.09.07時点情報・都市計画課提供）
- 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し
- 【民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要】(抜粋)
(法務省民事局令和3年5月)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 なし

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 中谷 委員、8番 山田 委員、9番 染岡 委員

議案第1号「特定農地貸付けの承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹〔議案読み上げ〕

この件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもの。生駒市では、遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付けを行っており、この手続きを行う場合、農業委員会で審議することが必要であるため、本申請が提出されたもの。

No.1の申請地の位置について

小瀬町のクリニックの東約100mのところに位置する小瀬町地内の農地1筆

申請理由について

本農地は、以前特定農地として貸付けされていたが、所有者が死亡し相続人は当初売却希望があり、平成30年度末契約期間満了にて解除となっていた。相続人は遠方に住んでいるため、他の方に草刈等管理をしてもらっていたが、この方から管理が難しいとの話を受け、また売却見込みもたないために、再度特定農地として貸し出すこととなった。現在、次の使用人は未定。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に大きな問題はない。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請人は祖父からの農地を相続し、維持管理をしていたが転勤が多く管理困難となり生駒市に使用貸借することとなった。周辺は住宅街で駐車するところがない。
その他事務局の説明の通りであり、現地確認も行ったが問題はなかった。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「特定農地貸付けの申請承認について」の承認を宣言

議案第2号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」の説明を事務局へ依頼

○主幹〔議案読み上げ〕

No.1の申請地の位置について

No.1～3の申請地は、別紙位置図の地図番号(2)。北田原町バス操車場より北約100mの国道168号線に一部面する農地3筆

申請理由について

No.1～3について使用貸人は、これまで本農地を営農していたが、高齢であり、また自宅から遠いこともあり、使用借人の意向を受け、本農地3筆を貸与することとなった。

借入する団体は、生駒市では新規で営農することとなる。現在の交野市での経営耕地面積は1,471㎡であり、交野市農業委員会より耕作証明書が発行されている。併せて今回の生駒市での経営耕地面積は2,304㎡であり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。

現地調査について

今月6日に、会長をはじめとする農業委員6名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っている。議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているので、特に問題ないとする。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1、及びNo.2について、事務局の説明のとおりであり問題ないとする。審議をお願いしたい。

- 委員 今回の就農について交野市で耕作証明が出ているが、農林課へ提出された集積計画を具体的に見て、近隣への影響は考えられないか。
- 主幹 現在おりひめ未来研究所については交野市で多種栽培している。現在は、そばを8年前から面積4,100㎡収量200kg、酒米6年前から面積4,800㎡収量1,200kg、ホップを今年から面積1,471㎡収量50kgで現在されている。
- 今回生駒市で麦を作付けされる予定であり、予定収穫量として460kg。麦とホップということで、クラフトビールを作る予定である。製品としては1,530ℓ小瓶で約4,600本と聞いている。ビールの製造工場は交野市私市で考えているが、現在交渉中の為に委託で醸造する。
- 今後の播種計画は9月頃に耕耘。11月頃に播種。6月頃に収穫の一期作予定。播種後は草刈りや耕耘しながら周りの水田に迷惑がかからないようにすると聞いている。
- 麦の種類については検討中。病気に対する抵抗性のある品種を考えており、播種方法については直蒔き、トラクターで耕耘。コンバインで刈り取り予定。法人で8年程前から別のところではあるが作付け等しているので自覚をもって生駒市の農家の方とやっていくということである。
- 委員 生駒市は大阪、京都府と県境が多く接しているが、本拠地は他府県にあり生駒市で耕作されるという方はたくさんいるが、周りに何か問題がおこった場合に関係自治体(今回の場合は生駒市と交野市になる)でルール等があるのか。
- 補佐 県や市をまたがる場合で、各市町村の具体的な取り決めはない。しかしトラブルや影響がでるような要因・内容によっては、作付けされる方に指導するというのは大前提だが、必要に応じて関係市町村の農業委員会に打診をしてそちらからも情報提供等して対応の依頼はしていきたい。
- 主査 市と市間のルールの補足。今回田を借りるということで法人が農地利用集積計画書を提出し、それに基づいて農林課が受けて借りることになっている。もう一点は3条で借りるというやり方があり、どちらの手続きを踏んでも既存でスキルがある、他の人と協調してこれまでもやってきたとの証として、耕作証明書を他の市町村で出してもらっている。それを確認することとなっている。
- もう一点、法人なので3条、農用地利用集積計画でも、毎年度事業月が終わって3か月以内に法人の利用状況報告書を提出してもらっている。これはきちんと収穫していたこと、収益を上げていたことを確認するための書式である。今回おりひめ未来研究所を適用することとなる。今までも例えば生駒福祉会、南田原のあいのあぶら農園にも毎年提出してもらっており、収益をあげているか等を確認するルールになっている。本件についても毎年提出してもらい、収益をあげているのかについて等確認していくこととなる。

- 委員 今回のケースは既存の実績がある耕作証明がついているということだが、新規就農でこられた場合は受けられないということか。
- 補佐 新規就農者の場合、利用集積計画の手続きをもとに就農することは可能である。ただ全く初めてで耕作証明が取れないので、継続的な収穫ができるのか営農計画書を提出してもらって、事務局で書類の内容確認や営農計画の内容について面談による確認をした上で、概ね良好であると認められた時に、農業委員会で面談、その後委員会にはからしてもらおうというかたちをとる。
- 委員 今回の場合は許認可案件ではなく意見を述べるということなので、交野市が認めて生駒市に来た場合でも自由に意見を述べてもいいのか。
- 主査 今回は利用集積計画提出しているので意見を願います。一方3条であれば許認可であり、ここで審議して結論を出すこととなる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認。
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第2号「農用地利用集積計画書に対する意見聴取について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「公共転用について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

報告事項

No.1～6については、相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

この報告は、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地の位置

No.1については、地図番号(3)で、阪奈道路の辻インターチェンジから北北東約500メートルに位置する、国道168号線沿い小明町地内の農地。

報告事項

青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第4号「公共転用について」

○主査〔報告読み上げ〕

説明

この報告は、いずれも奈良県郡山土木事務所から申請のあったもの。

No.1～2については、地図番号(4)で、高山大橋にほぼ隣接する農地であり、国道163号線道路改良工事を行うため、国土交通省が買収するものである。

また、No.3～51は地図番号(5)で、国道308号に近い神田川の萩原町、藤尾町領域の砂防工事を行うため、国土交通省が買収するものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1と3については約10年以上前から、宅地として利用してきた農地である。またNo.2については利用状況調査が始まった2011年頃から山林化と判定されてきた農地である。

報告第6号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可のあったものおよび、許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

以上で報告を終了

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼

○主幹 パンフレット「農地パトロールと利用状況調査が新しくなりました」

・利用状況調査

7月から順次、農業委員・推進委員と事務局で、各地区を回っており、現在は北地区が終了している。

パンフレットに記載のとおり、原則として1筆ごとに調査を行う形となっており、前年の結果を元に解消されているか、また新たな遊休農地が発生していないか等を確認する。

これに加えて、今年度からは、遊休農地の「現況」や「発生場所」を確認し、発生要因を分析することとなった。

昨年度であれば、12月末に調査書を郵送し、1月末までに回答をお願いしている。今年度は少し早める予定である。また、新しく遊休農地となった箇所その他、過去より解消していないところも調査書を送ることとなった。

利用意向調査の回答の中で、「自ら耕作」「借り手を探す」「農地中間管理機構(農地バンク)に登録」等があり、回答いただけない時は、現地担当委員が個別訪問し、回答をもらうこととなっている。

・再生利用が困難な農地の非農地判断

昨年藤尾町の非農地判定に続き、本年は西畑町・萩原町・乙田町を現在行っている。

対象の農地を所有している298筆の61人に8月末に9月末期限で、「山林化している農地の取り扱いについて」と題して発送している。

その後の個々の回答をもって、委員会に提案し議決を経て、法務局への嘱託登記をする流れとなっている。

○特定生産緑地の申請、相談に関する状況 (R3.09.07時点情報・都市計画課提供)

生駒市都市計画課から提供のあった特定生産緑地の状況に関する説明

3月31日に都市計画課から所有者あてに特定生産緑地に関する通知を発送し、我々農業委員会からも農業通信およびパンフレットを送付

それ以降の状況、意向等に関する集計である。

○所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

【民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要】(抜粋)

(法務省民事局令和3年5月)

○主査 (土地の国庫帰属法についてあらましを説明。)

今年4月28日に交付があり、2年以内に施行される予定。

○議長 意見・質問等について出席者へ確認

○委員 相続等により取得した土地所有権の関する国庫への帰属に関する法律案の件で施行日は決まっているのか。

○主査 空欄となっているが令和3年4月28日から交付されていて2年以内に施行されると規定。少なくとも令和5年の4月28日までに施行される見通し。

○委員 特定生産緑地の申請、相談に関する状況の資料の件で、高山が空欄になっているのはなぜか。また鹿畑の意向把握が70%以上できているが、その中でもう特定生産緑地にいかないのが大多数だが本当か。

○主査 ほとんどは平成4年から生産緑地が始まったが高山は平成12年、生産緑地に設定されたので、令和12年にならないと特定生産緑地に意向するかのヒアリングはないため空白になっている。鹿畑については表の通りである。

○委員 パンフレットの件。新しく変わったということで令和3年度から動いていくということだが、具体的には1か月早く意向調査を送付し、その後推進委員が未回答のところに行くという主旨は令和何年度から実行なのか

○主査 利用状況調査は現場で説明しながら10分ほどでスタート。1筆1筆遊休農地であるか、山林化しているかを判定し、写真番号を記録して日付を記入して進めていた。近畿農政局から指定があり、土地の状況が遊休となった理由、土地的な事情はないか、今後把握をしていきたいということで1筆1筆判定をしてその後事情を確認

今まで遊休農地は全部洗い出す指示があった。市街化は対象外。調整区域については事情を見ていくという流れ。新たな調査というのは調整区域がメイン。利用状況調査は基本的に全筆対象なので実施するが、やり方としては市街化調整区域からメインで見ている。今までに遊休農地という判定が付いたものを中心にみていく。地図上で簡便に見られるよう

に工夫。基本的に今までも全地区、調整区域メインの一地区でも2日の範囲内では終わるようになっていく。

○委員 意向調査書が無回答のところは全て訪問が必要か。

○主査 生駒市に農業振興区域はないので出来る限り回るということになる。
前回と違う点は遊休農地が新規発生したところについて意向調査を送るのが通常だったが、今年から遊休農地が対象になった。

○議長 意見・質問等について出席者へ確認
〔「なし」の声あり〕

○局長 緊急事態宣言が全国的に9月30日まで延長されており、生駒市独自の緊急警報も延長されて現在奈良県ではステージ4である。農業祭が実施されるかは9月22日の会議で最終決定される。仮に農業祭が中止になった場合でもさつまいも掘りは実施したい。やり方としては後日方法を検討する。今月の米作りについてはグループごとに時間をずらして稲刈りをするという方法等を取り、野菜作りについてはその時の状況によって考えながら行っていきたい。詳細については次回の定例会にて検討したい。

9月3日官報で、生駒市が内閣府に提案していた推進委員の定数の改正について通知があった。農業委員会等に関する法律の施行令と農林水産省令の両方改正されている。資料については来月委員会で配布する。

推進委員の定数は、現状農地面積に応じてのみ定められているが、市町村の実情に応じて定めることができるようになるなどであり、農地の区域内に占める割合など考慮することができるようになる。生駒市提案で全国的に反映された。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 10月12日(火)午後2時 401・402会議室

現地調査 10月 5日(火)10月 4日(月)までに同行いただく委員に連絡する。

研修会 10月12日(火)午前中 セイセイビルもしくは4階 大会議室で開催する予定であるが、詳しくは開催通知にて知らせたい。

○議長 閉会宣言
午後3時20分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第9回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 中谷 佳津代

議席番号 8番 山田 義美

議席番号 9番 染岡 政明
